

社会福祉法人富士見市社会福祉協議会

歳末たすけあい募金配分規程

規 程 第 3 6 号

平成20年9月1日

(目的)

第1条 この規程は、市民から寄せられた善意の募金を歳末たすけあい募金運動の趣旨に沿い、住民福祉の向上の視点から寄付者の理解が得られるように配分することを目的とする。

(配分金)

第2条 歳末たすけあい募金の配分金額は、募金実績額から募金事務費を差し引いた額とする。

(配分団体等)

第3条 この配分金を受けることができる団体等は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 住民の福祉向上のために活動する団体で、1年以上の活動実績がある団体
- (2) 住民の福祉向上に効果があると認められる事業を計画・実施する団体
- (3) 個人を対象とする場合は、富士見市内在住者で、歳末たすけあい運動の趣旨に基づく在宅高齢者など、援助を要する者とする。

(配分事業)

第4条 配分を受けることのできる事業は、住民福祉の向上に寄与し、募金者に理解される事業とする。ただし、人件費や団体の運営費などの経常経費に充てることはできない。

- 2 同じ事業を継続して配分を受けようとする場合は、継続を必要とする理由及び事業計画書を予め提出して審査を受けなければならない。

(配分申請)

第5条 配分を受けようとする団体は、定められた期間内に、歳末たすけあい募金配分事業申請書(様式第1号)及び歳末たすけあい募金配分事業予算書(様式第2号)を提出しなければならない。

(配分委員会)

第6条 共同募金運動の趣旨に沿った配分事業を行うため配分委員会を設置し、住民ニーズに沿った事業展開ができるよう検討を行う。

- 2 配分委員会については別に定める。

(配分決定)

第7条 配分の決定は、配分委員会の答申をもとに、理事会で決定する。

- 2 配分が決定した団体には、歳末たすけあい募金配分事業決定通知書(様式第3号)をもって通知する。

(配分の明示)

第8条 配分が決定した団体は、その事業が歳末たすけあい募金からの配分事業であることを明示するとともに、事業実施に当たっては、各種資料等にその旨を明示しなければならない。

(事業報告)

第9条 配分を受けた団体は、歳末たすけあい募金配分事業報告書(様式第4号)及び歳末たすけあい募金配分事業決算書(様式第5号)に関係資料を添付して事業の報告をしなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

富士見市社会福祉協議会歳末たすけあい募金配分事業申請書

社会福祉法人

富士見市社会福祉協議会 会長 様

団体名 _____

代表者氏名 _____

住所 _____

電話 _____

このことについて、下記のとおり配分金を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請年度 _____ 年度
- 2 申請金額 _____ 円
- 3 配分事業の名称 _____
- 4 添付書類 配分事業概要申請書（別紙 1）
その他（見積もり等）

(様式第 1 号 別紙 1)

歳末たすけあい募金配分事業配分事業概要書

事業の名称	
事業の目的・効果	
事業の対象者及び その人数	
事業の従事者及び その人数	
実施場所	
実施日・期間	
事業の具体的内容	

様式第2号（第5条関係）

歳末たすけあい募金配分事業予算書

(収入の部)

単位：円

項 目	金 額	具体的な収入内訳等

(支出の部)

単位：円

項 目	金 額	具体的な支出内訳等
合 計		